

お知らせ

NEWS CORNER



開催 令和4年度紙おむつ等配付事業

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

市民の皆様から寄せられた善意の寄付金「愛の詩基金」を活用し、ご自宅に紙おむつ等を配付します。

対 越谷市に在住する、在宅で常時紙おむつ等を使用し、市・県民税が非課税の方で、次の1～4のいずれかに該当する方

- 1. 介護保険(要介護1～5)の認定を受けている方
- 2. 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- 3. 療育手帳(ア)またはAの交付を受けている方
- 4. 2歳未満の子どもを養育している方

*介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・有料老人ホーム・認知症対応型共同生活介護・サービス付き高齢者向け住宅等をご利用の方は、対象外となります。ただし、短期入所生活介護(ショートステイ)等の利用で、1か月のうち2分の1以上の日数を在宅において家族等の介護のもとで生活されている方は対象となります。

申 8月1日(月)から31日(水)までに、次の①～③の書類を郵送または生活支援課窓口まで提出してください。

*昨年度申請した方も改めて申請が必要です。

- ① 住民票の写し(世帯全員、発行日から3か月以内のもの)
- ② 介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか1つ(対象者4に該当する方は不要)
- ③ 令和4年度市・県民税非課税証明書(世帯全員)または生活保護受給者証(コピー)

*生活保護受給者証を提出する場合、①は不要

*介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)認定証(コピー)を提出する場合、①および③は不要

【申請書等の入手方法】 当協議会ホームページからダウンロードしていただくか、生活支援課窓口(中央市民会館2階)でお受け取りいただけます。



貸出し 車いすの貸出し

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

車いす 社会福祉協議会(中央市民会館内)と老人福祉センター4館で車いすの貸し出しを行っています。

事業内容 市内在住(本人または介助者)で一時的に車いすを必要とする方に無料で貸し出します。

貸出窓口

生活支援課 越ヶ谷4-1-1 中央市民会館2階

-----Tel(966)2251

けやき荘 新川町2-55-----Tel(965)5822

くすのき荘 大杉655-----Tel(979)6600

ゆりのき荘 増林3-2-2-----Tel(992)6601

ひのき荘 川柳町2-507-1-----Tel(973)7903

貸出期間 短期▷2週間以内(いったん返却後、再度貸し出し可能)

長期▷最長6か月以内(原則1回限り)

利用方法 貸出窓口に直接お越しください。

貸出し 福祉車両の貸出し

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

福祉車両 車いすに乗ったまま乗降可能な福祉車両(軽自動車ワゴン)を貸し出します。

対 市内在住の歩行困難で車いすを利用されている方

費 無料(ガソリン代等の実費は利用者負担)

申 電話、または窓口で予約受け付け後、申請書を提出。(予約受け付けは利用希望日の1か月前から)

*申請時に運転手の免許証と申請者のはんこを持参ください。

*予約が取りにくくなっております(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、返却後に日数を置いていただきます)。



越谷市消防局からのお知らせ

問合せ 消防局予防課 ☎(974)0103

住宅用火災警報器は、越谷市火災予防条例で全ての住宅に設置が義務付けられています。しかし、過去10年間に市内で発生した住宅火災で逃げ遅れによって亡くなった方の大半のお宅には、住宅用火災警報器が設置されていませんでした。

住宅用火災警報器は、火災を早期に知らせてくれる重要な機器です。大切な命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「いざ」というときに適切に作動するか定期的に点検しましょう。

住宅用火災警報器は、どうやって点検すればいいの?

定期的にボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をしましょう

正常な場合は? 正常をお知らせするメッセージまたは火災警報器が鳴ります。

音が鳴らない場合は? 電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

あなたのご相談に無料でお答えします。

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

総合福祉相談

(原則電話相談のみ)

福祉情報の提供や心配ごとの相談を受けます。

日 月～金曜日(祝日を除く)

時 午前9時～午後4時

資金の貸付相談(予約制) 低所得世帯、障がい者世帯等の自立・援助を目的とし、貸し付けの相談を受けます。

日 月～金曜日(祝日を除く) 時 午前9時～午後4時

場 中央市民会館2階 生活支援課

予約方法 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分に電話にて予約を受け付けます。



当協議会は、埼玉県が認定する「多様な働き方実践企業」の最高ランクであるプラチナ認定企業です。職場における女性活躍を推進し、男女がともにいきいきと働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

福祉のまちづくりをすすめる仲間を募集します!

問合せ 企画管理課 ☎(966)3411

- 1 応募方法 次の①、②を当協議会企画管理課へ持参してください(平日8:30～17:15)。
- ①当協議会指定の履歴書(履歴書は、当協議会窓口(企画管理課)で配付または当協議会ホームページから印刷する。自筆で記入のこと。)
- ②該当する職種の受験資格に記載されている資格証書の写し
- 2 期 間 随時募集
- 3 試 験 書類選考合格者のみ面接試験 *試験日は、後日連絡
- 4 そ の 他 契約期間は原則1か年、更新の可能性あり(定年退職日は、満65歳に達した年度の3月31日まで)。規定により副業は不可

No.	職 種	受験資格	職務の概要	勤務場所	勤務時間	賃 金	採用日
パートタイム	1 指導員	昭和32年4月2日以降に生まれ、普通自動車運転免許を有する方	施設の給食の調理及び障がい者の方と一緒に軽作業やパン作りの支援、作業のアドバイスや日常生活支援の補助	指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」(増林5830-4)	週3日 8:45～15:45 平日のみ、シフト制	時給1,080円 *職員労働組合に加入することとします。	随時

職員(介護サービス部門)を募集します!

問合せ 介護保険事業課 ☎(973)7343

No.	職 種	受験資格	職務の概要	勤務場所	勤務時間	賃 金	採用日
1	非常勤ヘルパー(夜間)	70歳未満の方で、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員養成研修2級課程)以上を修了し、普通自動車運転免許証を有する方	高齢者や障がい者の訪問介護	介護保険事業課(大沢2-7-12)	20:00～24:00 週2日程度から(二人体制にて勤務) シフト制	日給6,210円(4時間) 資格手当(介護福祉士)、勤続手当、その他各種手当あり *職員労働組合に加入することとします。	随時
2	直行ヘルパー	70歳未満の方で、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員養成研修2級課程)以上を修了している方	高齢者や障がい者の自宅等での身体介護や家事援助、外出介助		都合の良い時間で 週2日程度から	時給1,260円～1,480円 移動手当、遠距離手当、資格手当(介護福祉士)、その他各種手当あり	随時

応募方法 随時募集、次の①と②を介護保険事業課(大沢2-7-12)へ持参のこと。①任意の履歴書(自筆で記入のこと。)

試 験 書類選考合格者のみ面接試験(試験日は後日連絡)